

建設業タイムズ

発行：ヤマダ総合公認会計士事務所 建設業事業部

連絡先：TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680

【経審の新審査基準が公布～技術者～】

国土交通省は、平成22年10月15日に経営事項審査（経審）の新たな審査基準を公布しました。

今改正は平成23年4月1日より施行となります。

公布により評価点数・確認方法が公表されましたので、主な改正である（1）技術者数の評点（今回）と（2）社会性等の項目（次回）について2回に分けてご案内します。

（1）技術者数の評点

技術者の評価対象は審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係があるものに限定されます。

高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含まれます。但し、審査基準日前に6ヶ月を超える雇用期間が必要です。

確認方法は以下の通りです。

【6ヶ月超前からの雇用の確認方法】

- ・ 健康保険加入者：健康保険証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認。
- ・ 雇用保険加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認。
- ・ 上記の未加入者：給与支払明細書又は出勤簿の写しで、雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認。

【常時雇用の確認方法】

- ・ 直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書。
- ・ 住民税特別徴収額の通知書の写し。

【継続雇用制度の確認方法】

- ・ 継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面。
- ・ 常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、上記と併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。